

生徒心得

本校生徒は、次に定められた生徒心得を守り、常に本校生徒としての自覚に基づいて規律ある生活を維持し、よき校風を樹立するとともに、勉学に励み、明るく充実した高校生活を過ごすようにつとめなければならない。

校内生活

1. 礼儀・態度

- (1) 来客、職員に出合った時は挨拶を励行すること。
- (2) 言葉づかいをていねいにし、不遜な態度をとることがないように十分注意すること。
- (3) 校長室、職員室等に入る時はノックし、入退室の際挨拶をすること。
- (4) 校舎内では静粛を旨とし、他に迷惑のかからないようにすること。
- (5) 生徒は相互に理解と協力によって友情を深め、人格の向上につとめること。
- (6) 男女は互いに敬愛し、常に節度を保ち、良識ある行動をとること。
- (7) 学校の内外を問わず喫煙、飲酒、暴力、おどし、薬物乱用等の行為及び秩序を乱すような行為は理由の如何を問わず厳禁する。
- (8) 職員から行動や態度等について注意を受けたときは、謙虚に反省し、その改善向上に努力すること。
- (9) 上下履きの区別を守り、決して混用しないよう留意すること。

2. 服装

- (1) 服装は清潔・端正で高校生としての品位を保つにふさわしいものとし、華美にならないように留意すること。
- (2) 通学・授業・公式の席に出席する場合は、学校所定の服装をすること。やむを得ない事由により規定以外の服装をすることは、あらかじめ学級担任を経て異装許可願を提出し、許可を受けること。
- (3) 更衣は6月1日、10月1日とする。ただし、前後2週間は移行期間とする。
- (4) 服装の細部については別に定める整容規定による。

3. 登・下校

- (1) 始業5分前までに登校すること。
- (2) 放課後、すみやかに下校することを原則とする。ただし、部活動等やむをえない理由がある場合は関係職員の許可を得て、19時30分完全下校とする。
- (3) 登下校の際は、交通法規をよく守り、特に電車・バスを利用する生徒は、危険な行為や、一般乗客に迷惑をかけることのないよう注意すること。又、自転車の2人乗り、傘さし運転、並列通行、原動機付自転車、自動二輪車、電動キックボードでの通学は厳禁する。
- (4) その他、生徒の登下校の細部については、交通規定による。

4. 授業

- (1) 学習態度はつねにまじめで積極的な態度でなければならない。
- (2) 教科書等は必ず持ち帰って、予習、復習をするようつとめること。
- (3) 座席を無断で変更することは認めない。また、授業中やむを得ず退席する場合には、授業担当者に申し出て許可を受けること。
- (4) 考査は、別に定める生徒受験心得を守り、常に厳正な態度で臨む、自己の全力をつくすこと。
- (5) 生徒会、部活動は余暇を善用し、人格の向上、高校生活の充実に欠くことのできないものであるから積極的に参加すること。

5. 施設・設備の使用

- (1) 諸施設・設備等の公共物を愛護、保全し、破損、汚損、紛失等のないように努めること。万一破損等の事実があった場合は、直ちに学級担任、関係職員に届けること。その修理費は原則として関係者が弁償する。
- (2) 教室、校具等を授業以外に使用するとき、あらかじめ関係職員に申し出て許可を受けること。
- (3) 日曜、祭日等に教室、校具等を使用したいときは、あらかじめ関係職員に願いを提出し許可を受けること。
- (4) 教室、校具等の使用後は後始末を完全に行い、関係職員に報告すること。
- (5) 校舎の内外を問わず、火気の無断使用は厳禁する。

6. 清掃

- (1) 保健、衛生、環境美化の見地から各自校舎外の清潔、整頓、及び保全に留意すること。
- (2) 清掃当番は毎日放課後、教室及び定められた校舎内外担当区域の清掃を行うこと。
- (3) 清掃終了後、班長は直ちに清掃当番日誌に記入のうえ、関係職員に報告しその点検をうけること。
- (4) 毎学期1回全校一斉の大掃除を実施する。
- (5) 部室は顧問職員指導のもとに、所属部員が責任をもって整理・整頓する。単なる生徒の溜まり場や、物品保管所的なものになってはならない。常に部活動本来の機能を果たすようその管理に留意すること。

7. 所持品

- (1) 所持品にはすべて学校・学年・組・氏名を明記すること。
- (2) 貴重品は身边から絶対に離さない。体育時等更衣を必要とするときには貴重品袋を利用し、係がその保管の責任に当たること。
- (3) 高校生にふさわしくないもの、及び学習に不必要なものは所持してはならない。
- (4) 金銭の所持は必要最小限度にとどめ、多額の金銭、貴重品等は学校に持参しないこと。万一やむを得ず持参した場合は、身につけるか、学級担任に保管を依頼

して事故の発生を未然に防ぐこと。

- (5) 金銭、物品を紛失又は拾得した場合は、速やかに係職員に届けること。

8. 携帯電話

以下の場合を除き、原則として校内の使用を禁止する。登校したら、朝読書が始まるまでに電源を切り、カバンにしまう。

- (1) 昼休み (2) 清掃終了後

違反行為があった場合には、その場で預かる。なお、違反行為が度重なる場合には、さらに厳しい指導を行うものとする。

9. 集会・掲示等

- (1) 全校集会その他集合する際は、敏速かつ整然と行動すること。
- (2) 校内において集会を行うときは、責任者を定め、あらかじめの関係職員を経て願いを提出し学校の許可を受けること。
- (3) 掲示物の指示、印刷物の配布、物品の販売等を行うときは、責任者を定め、あらかじめ関係職員を経て願いを提出し学校の許可を受けること。

10. 諸願届

- (1) 欠席、遅刻するときは、あらかじめ保護者から欠席連絡フォーム、電話等で担任に連絡する。
- (2) 早退、忌引、見学するときは、担任に届け出て認印を得ること。その後保護者の確認を記載し、後日担任に提出すること。
- (3) 手帳 P142、143 を使用してもよい。

11. 日直の任務

日直は中央委員会と連絡を取り、次の任務を完遂すること。

- (1) 前の時間の授業黒板を良くふくこと。
- (2) 保健委員と連絡をとり、窓、カーテンの開閉に留意すること。
- (3) 電灯の点滅に留意すること。
- (4) 学級日誌を記録し、担任に提出、指導を受けること。
- (5) 毎日の出席状況を出欠黒板に記入する。記入時間は第 1 時限終了後と、その後変動があった場合は、最後のホームルーム終了後訂正記入する。
- (6) 教室の整理整頓

12. その他

- (1) 生徒への電話の取り継ぎは原則として行わない。
- (2) 外来者と面会するときは学校の許可を受けること。

校外生活

1. 一般心得

- (1) 校外にあっても本校生徒であることの自覚にたって行動すること。
- (2) 家庭にあっては、保護者の指示によく従い、勉学及び家事の手伝いに励むこと。
- (3) 高校生としてふさわしくない娯楽、遊技場、飲食店等への出入りは禁止する。
- (4) 校外において事件事故にあった場合は、速やかに学校に連絡する。
- (5) 喫煙、飲酒、暴力行為、薬物乱用等は理由のいかんにかかわらず厳禁する。
- (6) 家族又は近隣に感染症が発生したときは、速やかに学校に連絡し指示を受けること。
- (7) 家庭に事故が発生したときは、速やかに学校に連絡すること。

2. 外出について

- (1) 外出の際は、行先、目的、帰宅時刻等を家人に告げること。
- (2) 身分証明書は必ず持参すること。
- (3) 無断外泊は厳禁する。
- (4) 特に23時以降は深夜徘徊となるので家人の付添いのもとに行うこと。
- (5) 定期券、生徒旅客運賃割引証は正しく使用すること。

3. アルバイトについて

アルバイトは学業・部活動等に支障があるので好ましくない。しかし、家庭の事情等でアルバイトに従事する場合は、所定の用紙に必要事項を記入の上、必ず担任に願い出ること。(1年生は6月1日以降)ただし、職種は仕事の内容その他において高校生としてふさわしいものでなければならない。また、学業や生活面において不都合が生じた場合アルバイトを続けることはできない。

4. 旅行について

- (1) 学校で主催する旅行に参加するときは、連絡先、引率教師名、期日、費用等を家人に伝えてから参加すること。
- (2) 個人の宿泊旅行については、保護者の全責任で実施する旅行であるから、特に保護者の強力な指導、監督のもとに実施すること。
- (3) 宿泊旅行実施上の注意
 - a) 旅行中も高校生としての自覚ある態度をとること。
 - b) 特に校則違反をしないよう注意すること。

整 容 規 定

制服の着用については、男子が学生服型、女子がブレザー型を基本とする。別に希望がある場合はその旨申し出ること。

〈学生服型〉

制 服 上 衣	黒の標準詰め襟学生服（上）とする。 校章入りボタンを5個つける。 袖口にも、校章入りボタンを2個つける。 襟幅は約4.5cmとする。 丈は掌の第1関節以内、裏地は黒とする。 夏季（6月1日～9月30日で前後2週間移行期間あり）は着用しなくてよい。
制 服 ズ ボ ン	黒の標準学生ズボンとする。 ベルトを使用すること。 ベルトの色は黒、紺、茶とする。
ワ イ シ ャ ツ	白無地とする。ただし、ギャザー・タック・しわ加工のものは不可とする。 夏季は半袖、開襟シャツでもよい。
コ ー ト	黒、紺、グレー、茶色で高校生らしいものとする。
セ ー タ ー	本校指定のセーターを着用すること。
靴 下	白、黒、紺、グレーで無地のものとする。ただし、ワンポイント・3本ラインまでは許容範囲とする。模様・柄は不可。

〈ブレザー型〉

制 服 上 衣	本校指定のものとする。
制 服 スカ ー ト	本校指定のものとする。
制 服 スラ ッ ク ス	本校指定のものとする。
リ ボ ン	本校指定のものとする。
ネ ク タ イ	本校指定のものとする。（スラックス着用時に限る）
ブ ラ ウ ス	白無地とする。
（ワイシャツも可）	襟はショールカラー（角襟又は丸襟）とする。 袖は長袖とする。夏季は半袖でもよい。 前立ちはあってもなくてもよい。 ただし、ギャザー・タック・しわ加工のものは不可とする。
コ ー ト	黒、紺、グレー、茶色で高校生らしいものとする。
セ ー タ ー	本校指定のセーターを着用すること。
靴 下	（1）白、黒、紺、グレーの無地のものとする。ただし、ワンポイ

ント・3本ラインまでは許容範囲とする。模様、柄などは不可。

(2) ストッキングは黒・紺・ベージュとし、いずれも無地で高校生にふさわしいものとする。

〈 頭 髪 〉

男 子

清潔を旨とし、高校生としてふさわしい髪型とする。

○長さ 前髪：目が隠れない

後ろ髪：カラーが隠れない

横：耳が隠れない

禁止する髪型等・・・パーマ、染色、脱色、上記の長さ規定にふれる長髪、その他変形髪型（立たせる、メッシュ、剃り込み、ライン等）

髭は禁止。眉毛は抜いたり、剃ったりしないこと。

女 子

清潔を旨とし、高校生としてふさわしい髪型とする。

○禁止する髪型等・・・パーマ、カール、染色、脱色、その他変わった髪型（編み込み、エクステンション等）

○眉毛は抜いたり、剃ったりしないこと。

〈 共 通 〉

制 服 上 衣
通 学 靴

冬季服装期間は、登下校時に着用する。または、持参する。

黒または茶の短靴とする。ただし、通常の場合は運動靴でもよいが、学校で指定があった時はそれによる。

上 履
バ ッ ジ
カ バ ン

本校指定のルームシューズとする。色は学年別に定める。

男子は左襟（冬季）に、女子は左襟又は左胸ポケットにつける。学生用手提カバン（黒、紺、茶）、またはスポーツバッグが好ましい。

ピアス・化粧等
体 育 着
ポ ロ シャツ

高校生としてふさわしくないので、禁止する。

本校指定のもの。色は学年別に定める。

(1) 夏季のみ着用を認める。ただし、指示のある場合は、ワイシャツ、ブラウスを着用する。

(2) 白、紺、黒の半袖のみ（ワンポイント、ポケット可）とする。ただし、袖や襟のライン入りは、着用を認めない。

(3) 裾は、制服の中に入れる。

ベ ス ト

本校指定のものとする。

夏季期間以外に着用する場合は、上衣の下に着用する。

付 則

この規定は、令和8年4月1日より施行する。